

税務調査手続等に関するFAQ(職員用)

【共通】

※ 本FAQの内容については、国税通則法第7章の2に規定されている調査手続等を前提とした上で、基本的事項（疑義の生じやすい事項）を中心に現段階における考え方を整理したものとなっています。

なお、具体的な取扱いは、各主管課の定める事務提要等によることとなります。

おって、本資料は、国税庁行政文書取扱規則及び行政文書の廈外への持ち出し等に係る事務運営指針等に則り、厳正・的確に管理願います。

令和5年11月
国税庁課税総括課

凡　例

本資料において使用している略称及び略語の意義は、次のとおり。

略称・略語	左の意義
通則法	国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）
通則法施行令	国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）
納税義務者	国税通則法第 74 条の 9 第 3 項第 1 号に掲げる納税義務者
税務代理人	国税通則法第 74 条の 9 第 3 項第 2 号に掲げる税務代理人
課税期間	国税通則法第 2 条第 9 号に掲げる課税期間
税務代理権限証書	税理士法第 30 条に規定する書面
手続通達	平成 24 年 9 月 12 日付課総 5－9 ほか 9 課共同「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）関係通達の制定について」（法令解釈通達）
基本的な考え方	平成 24 年 9 月 12 日付課総 5－11 ほか 9 課共同「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」（事務運営指針）
行審法	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

目 次

1 事前通知

(事前通知の方法)

問 1-1	事前通知は調査の何日前までに行えばよいのか。	1
問 1-2	納税義務者と電話による連絡が取れないことから、事前通知を行うために納税地等に臨場したところ納税義務者と面接することができた場合、その場で事前通知を行い調査に移行することはできるか。	1
問 1-3	事前通知の際に、調査担当者から納税義務者に対し、事前通知事項の詳細は税務代理人を通じて通知してもよいか確認することは可能か。	2
問 1-4	税理士関与のない納税義務者から、事前通知事項の詳細は臨場時に説明を受ければよいとの申立てがある場合、どのように対応すればよいのか。	2
問 1-5	税理士関与のない納税義務者に、事前通知の途中で電話を切られた場合、どのように対応すればよいのか。	2

(事前通知の有無)

問 1-6	災害等のやむを得ない事情により調査を中断・延期した後に、改めて実地の調査を行う際には、事前通知は必要か。	3
問 1-7	実地の調査以外の調査として、電話により納税義務者に申告内容の確認を行っていたが、その後、納税義務者の事業所に臨場して調査を実施することとなった場合、改めて事前通知を行うことは必要か。	3
問 1-8	実地の調査の過程で、実質所得者を把握した場合、事前通知は必要か。	3
問 1-9	法定監査の際に、当該監査先の申告内容について非違が疑われた場合、どのような手続で調査に移行すべきか。	4
問 1-10	納税義務者の取引先等に対して反面調査を行っていたところ、当該取引先等の申告内容について非違が疑われた場合、どのような手続で調査に移行すべきか。	4
問 1-11	青色申告承認申請等の各種申請の承認の適否の確認のために、納税義務者の納税地に臨場する場合、事前通知は必要か。	5
問 1-12	一般収集又は特別収集を実施する場合において、収集先の事業所等に臨場して資料収集する場合、事前通知は必要か。	5
問 1-13	租税条約に基づく情報交換実施のための調査について、事前通知は必要か。	5
問 1-14	法定監査を実施する場合、事前通知は必要か。	5
問 1-15	金融機関に対して、印紙税担当職員による印紙税調査と、開発特官による法定監査を同時に実施する場合、事前通知はどのように実施するのか。	6
問 1-16	消費税の還付申告が提出され、還付保留審査をすることとなったが、還付理由等を確認するために納税義務者の納税地に臨場する場	6

合、事前通知は必要か。	
問 1-17 事業者又は官公署への協力要請規定に基づき、事業者又は官公署に臨場する場合、事前通知は必要か。 6

(事前通知の通知事項)

●調査開始日時

問 1-18 事前通知を行った後、調査を効率的に実施する観点から、通知した「調査を開始する日時」より前に実際に臨場して納税者の許可を得て帳簿等の一部を事前に徴求し預かる場合、通則法第 74 条の 9 第 1 項第 1 号に規定する「調査を開始する日時」の変更は必要となるのか。 6
--	---------

●調査開始場所等

問 1-19 調査初日に、複数の場所（自宅と事業所）で調査を行うことを予定しているが、「調査開始場所」はどのように通知すればよいか。 7
問 1-20 「納税義務者の住所又は居所」は、源泉所得税の調査にあっては、「源泉徴収の対象とされている給与等の支払事務を取り扱う事務所や事業所等」を通知することになるのか。 7

●調査の目的

問 1-21 「調査の目的」に、調査の選定理由の通知は含まれるのか。 7
問 1-22 無申告者の調査において、「調査の目的」は、どのように通知すればよいのか。 7

●調査対象税目

問 1-23 「調査対象税目」として加算税を通知する必要はないか。 8
問 1-24 申告所得税や法人税の調査の際には、印紙税についても事前通知を行うのか。 8
問 1-25 源泉所得税は所得税法に規定されていることから、事前通知の段階で「所得税調査」を通知していれば、源泉所得税の調査も含まれていると解してよいか。 8
問 1-26 消費税の調査を行う場合、調査対象税目をどのように通知するのか。 8
問 1-27 通則法第 74 条の 9 の規定により通知することとなる調査対象税目には、復興特別所得税・復興特別法人税や地方法人税を含めて事前通知する必要があるのか。 9

●調査対象期間

問 1-28 進行期についても、「調査の対象となる期間」として事前通知を行う必要があるのか。 9
問 1-29 申告所得税と消費税の同時調査を行う際に、調査対象期間が相違する場合（消費税の課税事業者に該当しない年分が含まれている場合） 10

には、どのように通知すればよいのか。

●調査対象物件

問1-30 「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」における「その他の物件」というのはどのようなものを指すのか。 10
問1-31 「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」は、どの程度、通知すればよいのか。また、事前通知で具体的に指定していない書類は確認することができないのか。 10
問1-32 「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」の作成期間や対象期間を通知する必要はあるのか。 11
問1-33 無申告者に対する調査の場合には、「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」についてどのように通知すればよいのか。 11
問1-34 いわゆる電子帳簿保存法の規定を適用している納税義務者に実地の調査を行う場合、「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」は、どのように通知するのか。 11
問1-35 「その他の物件」には、いわゆる電子帳簿保存法に規定するパソコン、プリンター、操作マニュアル等も含むのか。 12
問1-36 消費税の調査に当たり、調査対象期間の基準期間に係る「帳簿書類その他の物件」を検査する必要があるが、どのように通知すればよいのか。 12

●調査担当者

問1-37 事前通知は、調査担当者が行う必要があるか（調査に臨場しない統括官等が事前通知を行うことは可能か）。 12
問1-38 人事異動により、繰越事案の「調査担当者」を変更する場合には、改めて事前通知を行うのか。 13
問1-39 調査中に納税義務者が所轄署以外の納税地に転出した場合、転出先の所轄署において改めて臨場するときは、事前通知を改めて行うのか。 13
問1-40 上席調査官と調査官の2名で調査する場合、「調査を行う当該職員の氏名・所属官署」はどのように通知するのか。 13
問1-41 一般調査部門の調査に国際税務専門官（又は情報技術専門官）の支援を受けることとなった場合、「調査を行う当該職員の氏名等」はどのように通知するのか。 14
問1-42 資料調査課と署との合同事案の場合、「調査を行う当該職員の氏名等」はどのように通知するのか。 14
問1-43 調査初日に調査担当者がやむを得ず変更となった場合の手続はどうするのか。 14
問1-44 調査初日や調査中に担当者を追加することはできるのか。 14
問1-45 調査初日に複数の調査場所で同時に調査を行う場合は、その調査場所ごとに、調査を行う職員名等を通知するのか。 14
問1-46 通則法第74条の9第1項は、「税務署長等は、・・・通知するものとする。」と規定されており、当該職員が通知するものとは規定されてい 15

ないため、通知は書面により行わなくてはならないのではないか。また、調査担当者が電話により通知することはできないのではないか。

(事前通知の相手方)

問 1-47	納税義務者の親族に対して、納税義務者に事前通知の内容を伝えるよう依頼することは可能か。 15
問 1-48	納税管理人が選任されている場合は、誰に事前通知を行えばよいのか。 15
問 1-49	納税義務者が国内に住所や居所あるいは法人における事務所・事業所を有していない場合で、納税管理人が選任されていない場合は、納税義務者に対しどのように事前通知を行えばよいのか。 15
問 1-50	会社の代表者が長期にわたり多忙である場合や海外出張している場合は、誰に事前通知を行えばよいのか。 16
問 1-51	未成年者・成年被後見人が納税義務者になっている場合は、誰に事前通知を行えばよいか。 16
問 1-52	納税義務者が被保佐人である場合は、誰に事前通知を行えばよいのか。 16
問 1-53	事前通知した法人の代表者が調査中に死亡した場合、改めて事前通知を行う必要があるか。 16
問 1-54	複数税目（申告所得税、相続税、法人税等）の同時調査（例：法人税の調査と共に、法人代表者に対し申告所得税、相続税の同時調査を実施する場合など）では、事前通知を行う対象者が同一であるが、それぞれに事前通知が必要か。 17

(調査日時、調査開始場所の変更)

問 1-55	「多忙である」ことは合理的な理由になるのか。 17
問 1-56	合理的な理由が認められなかった場合、不服申立てはできるのか。 17
問 1-57	事前通知を行った後において、納税義務者等から調査日時の変更の申出があったが、その申出の理由が合理的なものと認められない場合、担当者が当初通知した調査日時で臨場することは可能か。 17
問 1-58	事前通知後に当局側から調査の開始日時や場所を変更できるのか。 17
問 1-59	納税義務者の事務所に臨場して調査を行う予定であったが、納税義務者の都合により税務署内で調査を行った場合、当該調査は「実地の調査」に該当するのか。 18

(調査範囲の拡大)

問 1-60	事前通知した事項以外の事項について非違が疑われ、質問検査等を行う場合には、その非違が疑われた内容を納税義務者に説明するのか。 18
問 1-61	事前通知した調査対象税目以外の税目につき、質問検査等を行う場 18

合とは、具体的にどのような場合をいうのか。

問1-62	事前通知した調査対象期間以外の課税期間につき、質問検査等を行う場合とは、具体的にどのような場合をいうのか。 19
問1-63	「通知した事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合」として調査範囲を拡大したが、問題がなかった場合、調査手続実施上の不備となるのか。 19
問1-64	調査中に、支店、工場等の調査が必要となった場合も、事前通知した事項以外の調査に当たるのか。 19

(税理士関係)

問1-65	複数の税務代理人が、税務代理権限証書を提出しているが、全ての税務代理人に対して事前通知が必要か。 20
問1-66	例えば、法人税の調査と共に、法人代表者に対し申告所得税、相続税の同時調査を実施する場合など複数税目（申告所得税、相続税、法人税等）の同時調査を行う場合、法人税の委任を受けている税務代理人が代表する税務代理人として定められていれば、法人税の委任を受けている税務代理人への通知をすることで、相続税の委任を受けている税務代理人への通知は足りるのか。 20
問1-67	納税義務者が調査立会いを依頼しないと言っている税務代理人に対して事前通知が必要か。 20
問1-68	税務代理人が、調査初日に立ち会わない場合、税務代理人に対する事前通知の「調査開始日時」は、どのように通知するのか。 21
問1-69	調査対象期間の中で税務代理人が交代している場合、双方の税務代理人に対して事前通知を行うのか。 21
問1-70	納税義務者への事前通知の際に、直近の税務代理権限証書に記載されている税務代理人と事前通知時点における税務代理人とが異なることが判明した場合には、新たな税務代理人に事前通知を行う必要があるのか。 21
問1-71	税理士法人の場合には、誰に事前通知を行えばよいか。 22
問1-72	税務代理人本人への事前通知等が困難なときや、所属税理士へ事前通知を行ってほしい旨の申出を税務代理人本人から受けたときには、所属税理士を通じて税務代理人に事前通知等を行うことはできるのか。 22
問1-73	税務代理権限証書の「2 その他の事項」欄（令和6年4月1日以後：「3 その他の事項」欄）に、復代理人を選任している旨及び復代理人の氏名が記載されている場合、事前通知は誰に対して行うのか。 22
問1-74	申請等に対する審査に当たって実地の調査を行う場合、直近の申告書に税務代理権限証書が添付されているときは、その税務代理人に対し事前通知を行う必要があるか。 23
問1-75	納税義務者に対して事前通知した際に、申告時の関与税理士を解任したと言われた場合、解任を証明する書類の提出は必要か。 23

問 1-76	税理士法第 33 条の 2 に規定する、いわゆる書面添付がある場合、事前通知はどのような手順で行うのか。 23
問 1-77	事前通知した日数等の変更の求めは、税務代理人も行うことができるのか。 24
問 1-78	税務代理権限証書に、納税義務者への事前通知は税務代理人に対して行われることに同意する旨が記載されている場合、誰に対して事前通知を行うのか。 24
問 1-79	直近の事業年度（年分）に、源泉所得税を含む全ての調査対象税目に関して「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書が提出されており、調査対象となる過去の事業年度（年分）についても税務代理権限証書を提出しているなど、納税義務者への事前通知を税務代理人に対してのみ行うための要件を満たしている場合において、直近の事業年度（年分）の税務代理権限証書に、源泉所得税の「税目」欄のチェックは記載されているものの「年分等」欄に記載漏れがあつた場合、 ① 税務代理権限証書の再提出が必要か。 ② 税務代理人を通じて、口頭により源泉所得税の税務代理を委任する期間及び納税義務者の「事前通知に関する同意」の確認ができれば、税務代理人に対してのみ事前通知を行うこととなるのか。 24
問 1-80	納税義務者と税務代理人の双方に対して事前通知を行う場合には、どちらから先に連絡するのか。 25
問 1-81	税務代理人から先に連絡した際に、税務代理人から「同意のある税務代理権限証書」を提出する旨の申出があつた場合には、どのように対応するのか。 25
問 1-82	一の年分等について複数の税務代理人が委任を受けているが、いずれかの税務代理人が提出した税務代理権限証書に「事前通知に関する同意」が記載されていない場合には、どのように対応するのか。 26

(その他)

問 1-83	事前通知の際に、通知事項の詳細の一部について通知がされなかつた場合、このことのみをもって、調査が無効となってしまうのか。 26
--------	--	----------

2 事前通知を行うことなく調査を実施する場合

(事前通知を行うことなく調査を実施する場合の判断)

問 2-1	「当該納税義務者の営む事業内容に関する情報」とは、具体的に何を指すのか。 27
問 2-2	「その他国税庁等若しくは税関が保有する情報」とは、具体的に何を指すのか。 27
問 2-3	手続通達 5－9(1)～(5)について、各々「合理的に推認される場合」とは具体的にどのような場合を想定しているのか。 27
問 2-4	「現金取引を行っている」、「過去に不正計算があつた」、「同業者に 27

不正計算が多い」といった理由のいずれかのみによって、事前通知を行うことなく調査を実施することは可能か。

- 問 2-5 個人事業を営んでいた際に行われた複数回の調査において、その都度多額の不正があり、原始記録等も破棄していた個人事業者が法人成了した場合に、その状況をもって事前通知の例外事由に当たると判断できるか（法人成後、調査未実施）。 28
- 問 2-6 無申告者の実態確認のために、納税義務者の納税地に臨場したところ、納税義務者本人に会うことができたので、その場で情報の提供等を要請することは可能か。また、その際、次回接触時までの間に納税義務者が証ひょう類を破棄するなど正確な課税標準又は税額等の把握を困難にするおそれがあると認められる場合には、帰署せずに、その場で実地の調査に切り替えることは可能か。 28

(臨場後の対応)

- 問 2-7 事前通知を行うことなく調査を実施する場合に、納税義務者からその理由を問われた場合、どのように説明すればよいか。 29
- 問 2-8 事前通知を行うことなく調査を実施する場合において、運用上、臨場後速やかに通知することとされている通知事項について口頭で通知することが困難な場合（例えば、納税義務者本人が臨場先に不在であったため、電話等により納税義務者本人に調査に着手することにつき理解を得たが、詳細な通知を行う時間的余裕がなかった場合など）は、どのように通知すればよいか。 29
- 問 2-9 事前通知を行うことなく調査を実施する場合においても、運用上、納税義務者に対して臨場後速やかに通知することとされている通知事項について、相応の努力をして通知しようとしたものの、応答を拒否され又は応答がなかったため、通知することが出来ない場合には、通知することなく反面調査等に移行することは可能か。 29
- 問 2-10 事前通知を行うことなく調査を実施した結果、特に非違事項が認められなかった場合、手続違反となるのか。 30
- 問 2-11 事前通知を行うことなく調査を実施する場合、臨場後に、税務代理人にも連絡する必要はあるのか。 30

3 提出物件の留置き

(総論)

- 問 3-1 帳簿種類等の提示・提出の求めの罰則規定にある「正当な理由」とは、どのようなものか。 31
- 問 3-2 「留置き」と「預かり」は異なるのか。 31
- 問 3-3 物件の留置きは、納税義務者の承諾なく行うことができるのか。 31
- 問 3-4 行政指導において、納税義務者等（市町村等を含む。）から物件を預かる場合、「預り証」を使用することはできるか。 31

(留置きの対象)

- 問 3-5 留め置くこととなる物件に、電子データは含まれるのか。電子データが含まれるのであれば、納税義務者等の了解の下で、税務署の電子記録媒体等に複写した電子データも含まれるのか。 32
- 問 3-6 留め置くこととなる物件に、納税義務者等が調査担当者に提出するために新たに作成した物件も含まれるのか。 32

(留置きの方法・手続)

- 問 3-7 「国税の調査について必要があるとき」とは、具体的にはどのような場合をいうのか。 32
- 問 3-8 紳税義務者等に対し、留置きを目的として、物件の郵送を依頼することは可能か。 33
- 問 3-9 局調査担当部署における実地の調査等において、納税義務者等の事業所等が遠隔地である場合、そこで預かった帳簿書類等をその所轄署で保管する場合があるが、この場合の部内手続（管理者の確認等）はどのように行うのか。 33
- 問 3-10 複数の店舗に同時に調査を実施する場合などで、各店舗の店長等の責任者から帳簿書類等を留め置く場合には、店長等の納税義務者本人以外の者に「預り証」を交付するのか。 33
- 問 3-11 通帳等の名義が異なる物件を留め置く場合は、どのように対応するのか。 34
- 問 3-12 留め置いた物件をコピーする場合に、事前に納税義務者等の承諾が必要か。 34
- 問 3-13 留め置いている物件の閲覧の申出があった場合は、閲覧の手続が必要か。 34

(返還の方法)

- 問 3-14 「留め置く必要がなくなったとき」とはどのようなときか。 34
- 問 3-15 留め置いた提出物件のうち一部について留め置く必要がなくなったときには、その都度、返還するのか。 34
- 問 3-16 紳税義務者等から返還請求があった場合、どのように対応するのか。 35
- 問 3-17 紳税義務者等から、「預り証（交付用）」の返却が受けられない場合には、どのように対応すればよいのか。 35
- 問 3-18 紳税義務者等から、「『預り証』を今回の税務調査の記録として持つておきたい」と言われた場合、どのように答えるのか。 35
- 問 3-19 留め置いた物件については、税務代理人や従業員などの納税義務者等以外の者に返還することも可能か。 36

(預り証の記載事項)

問 3-20 「名称又は種類」とはどのようなものを指すか。また、「文書」の作成に当たっては、例えば「〇〇さんから受領した領収証」等と詳細に記載する必要があるか。それとも、「領収証一式」で構わないか。	36
問 3-21 「数量」とはどのように記載すればいいか。領収証が袋いっぱいに入っている場合、枚数を数えるのか。	36
問 3-22 名称及び種類を区分することが困難な場合、納税義務者等の承諾を得て、「事務室机右引き出し上段」といった記載方法は可能か。	37
問 3-23 複数税目の調査を行う場合、「預り証」の「 税の調査上必要がありますので、下記の物件をお預かりします。」欄の下線部分に、全ての税目を記載する必要があるか。	37
問 3-24 資料調査課と署との合同事案の場合、「預り証」に記載する「調査担当者」はどのようにすればよいのか。	37
問 3-25 留置きを行う際に、不服申立てに関する教示文の交付は必要か。	38
問 3-26 不服申立てに関する教示文を「預り証（交付用）」の裏面に印刷してよいか。	38
問 3-27 法定監査において物件を留め置く場合、不服申立てに関する教示文の交付は必要か。	38
問 3-28 納税義務者からの物件の返還の求めを拒否する場合、不服申立てに関する教示は必要か。	38

4 調査終了の際の手続

(更正決定等をすべきと認められない旨の通知書)

●総論

問 4-1 「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」の法的効果はどういうものか。	40
---	-------	----

●「更正決定等をすべきと認められない旨の通知」の有無

問 4-2 「更正決定等をすべきと認められない場合」とは、どのような場合を指すのか。	40
問 4-3 無申告者である個人に実地の調査を行った結果、申告書の提出義務がないと判断された場合、「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付するのか。	40
問 4-4 納税義務者の特殊事情（死亡、長期入院等）により、調査を終了（打ち切り）する場合又は中断・延期する場合には、「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付するのか。	40
問 4-5 指導事項があった場合はどのように対応するのか。	41
問 4-6 調査の過程において、事前通知事項以外の税目・課税期間について非違が疑われたため、当該税目・課税期間について質問検査等を行つたが、結果として非違が認められなかった場合、「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付するのか。	41

問 4-7	実地の調査が長期化し、一部の調査対象期間について除斥期間が徒過した場合には、当該調査対象期間について「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を納税義務者に送付する必要があるのか。 41
問 4-8	申請書の内容を審査するため、臨場して質問検査権を行使したが、申請どおりの内容で処理する場合、「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付するのか。 42
問 4-9	消費税の還付申告について、臨場して調査した結果、申告どおりに還付することとした場合であっても、「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付するのか。 42

● 「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」の内容

問 4-10	「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」の発信者名は誰になるのか（局で行う調査と署で行う調査に違いはあるのか。）。 42
問 4-11	通則法第 74 条の 11 第 1 項に規定する「その時点」とは、いつのことを指しているのか。 42

● 更正決定等をすべきと認められない旨の通知の手続

問 4-12	「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」は、いつ作成し、送付すればよいのか。 42
問 4-13	「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付する際は、調査が終了したことも通知するのか。 43

(調査結果の内容説明)

● 結果説明の有無

問 4-14	「更正決定等をすべきと認める場合」とは、どのような場合を指すのか。 43
問 4-15	延滞税、利子税に関する調査結果の内容説明は必要か。 43
問 4-16	調査結果の内容説明後に調査対象者が転出した場合には、転出先の所轄署において改めて調査結果の内容説明を行うのか。 43
問 4-17	調査結果の内容説明を何度も試みても行えない場合に、更正決定等の処分を行うことは可能か。 44
問 4-18	申告書の督促ハガキを送った結果、自動的に期限後申告書が提出され、無申告加算税を賦課決定する場合においても調査結果の内容説明が必要か。 44
問 4-19	青色申告承認申請の審査の結果についても調査結果の内容説明が必要か。 44
問 4-20	法定監査を実施した場合、調査結果の内容説明は必要か。 45
問 4-20-2	調査通知後、更正等予知前にされた自動的な修正申告書等に係る加算税の賦課決定を行う場合、調査結果の内容説明は必要か。 45

● 結果説明の方法・内容

問 4-21	調査結果の内容説明は、調査のどの段階で行う必要があるのか。 45
--------	-------------------------------	----------

問 4-22	調査結果の内容説明は、電話で行ってもよいのか。 45
問 4-23	「その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明する」とは、何を、どの程度説明すれば足りるのか。 46
問 4-24	調査結果の内容説明を書面により行うよう納税義務者等から申出があった場合は、どのように対応すればよいか。 46
問 4-25	調査結果の内容説明後に、納税義務者から新たな証拠等の提示があった場合は、どのように対応すればよいのか。 47
問 4-26	更正決定等をすべきと認められない旨の通知をした後又は調査結果の内容説明につき修正申告書等が提出された後若しくは更正決定等を行った後に、計算誤り等の明らかな誤りが判明した場合には、どのように対応するのか。 47
問 4-27	法令に基づく調査結果の内容説明を行う前に、自主的な修正申告書を提出したい旨の申出があった場合はどうするのか（法令に基づく調査結果の内容説明を行うまでは、修正申告書を提出できないのか。）。 48
問 4-28	調査着手後、調査結果の内容説明を行う前に修正申告書が提出された場合、調査結果の内容説明等をどのように行うのか。 48

●結果説明の対象者

問 4-29	納税管理人が選任されている場合は、誰に調査結果の内容説明をすればよいのか。 48
問 4-30	未成年者・成年被後見人が納税義務者になっている場合は、誰に調査結果の内容説明をすればよいのか。 49
問 4-31	税務代理人から法令上の調査結果の内容説明を求められた場合、どのように対応するのか（条文上、「納税義務者」のみである）。 49

(修正申告書等の勧奨等)

●勧奨の方法

問 4-32	「修正申告等を勧奨することができる。」とあるが、調査において「修正申告の勧奨」は必須事項であるのか。例えば、納税義務者が接触を忌避している場合なども必ず勧奨は行わなければならないのか。 49
問 4-33	調査により不正の事実を把握したため、6・7年前の年分についても修正申告等を勧奨する場合、通則法第74条の11第3項に規定する更正の請求に関する説明は、どのように行うのか。 50
問 4-34	修正申告等の勧奨の際に、行政手続法第36条の2に基づく「行政指導の中止等の求め」の書面が提出されたが、どのように対応すればよいか。 50
問 4-35	「行政指導の中止等の求め」については、「当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるとき」は、行政手続法36条の2の適用対象外とされていますが、意見陳述のための手続とはどの程度行う必要があるのか。 51

(同意に基づく税務代理人への説明等)	
問 4-36 「調査結果の内容説明のみ同意する」といった部分的な同意は可能 なのか。 51
問 4-37 税務代理権限証書の提出がない税理士であっても、同意があれば納 税義務者に代わって説明等を行ってもよいか。 52
問 4-38 通則法第 74 条の 11 に規定する調査終了の際の手続（更正決定等を すべきと認められない旨の通知、調査結果の内容説明、修正申告等の 勧奨の際の教示文の説明・交付）について、納税義務者に代えて、税 務代理人への通知等を行う場合に必要な「同意の事実を証する書面」 の記載事項はどのようなものか。 52
問 4-39 「調査の終了の際の手続に関する同意書」に收受印の押印は必要か。 また、当該書面は署内でどのように編てつすることとなるのか。 52
問 4-40 「調査の終了の際の手続に関する同意書」が質問検査等を行う前に 確定申告書等と併せて提出されていた場合、改めて納税義務者の意思 を確認することなく、調査終了の際の手続を税務代理人に対して実施 してよいか。 53
問 4-41 実地の調査の相手方となる納税義務者に複数の税務代理人がいる 場合、全ての税務代理人に対して調査結果の内容説明等を行うのか。 53
(法的効果の教示)	
問 4-42 修正申告等を勧奨する際に交付する修正申告等の法的効果の教示 文「修正申告等について」は、納税義務者に送付する場合にも、受領 に関する署名を求める必要があるのか。 54
問 4-43 行政指導により自発的な修正申告書等の提出を要請する際には、修 正申告等に係る法的効果を教示する必要があるのか。 54
(再調査)	
●総論	
問 4-44 「新たに得られた情報」や「非違が認められる」ことについて、納 税義務者へその理由を通知するのか。 54
問 4-45 「新たに得られた情報」に基づいて再調査可能と判断したが、情報 誤りにより、結果、非違が認められなかった場合は手続違反となる か。 54
問 4-46 調査の過程で、事前通知していない税目・課税期間に非違が疑われ、 直ちに質問検査等を行う必要が生じたが、当該税目・課税期間に対す る調査が再調査に該当することが明らかな場合には、どのように再調 査の適否を判断すればよいのか。 55
●再調査の対象	
問 4-47 同一の納税義務者に対して、異なる税目の調査を実施する場合は、 55

再調査に該当するのか。	
問 4-48 前回調査で検査した総勘定元帳につき、今回調査においても提示・提出を求めるることは、再調査に該当するのか。 55
問 4-49 調査の結果につき修正申告書が提出された年分の取引について、反面調査として質問検査等を行うことは、再調査に該当するのか。 56
問 4-50 実地の調査以外の調査により質問検査等を行った後、同一税目・課税期間について改めて質問検査等を行うことは、再調査に該当するのか。 56
問 4-51 更正の請求書が提出され、当該請求内容につき減額更正を行った後に、同一の年分について質問検査等を行うことは、再調査に該当するのか。 56
問 4-52 個人事業者に対し、申告所得税につき実地の調査により更正を行った後に、源泉所得税の調査のために質問検査等を行うことは、再調査に該当するのか。 56
問 4-53 個人課税部門が申告所得税における実地の調査を行った後に、同一年分につき資産課税部門が譲渡所得の調査のために質問検査等を行うことは、再調査に該当するのか。また、前回の調査を行った個人課税部門職員が、資産課税部門において保有していた資料情報を確認せず前回の調査を行っていた場合、当該資料情報を「新たに得られた情報」として資産課税部門において再調査を行うことは可能か。 57
問 4-54 連携調査等で、基幹法人と関連法人の同時着手を予定しており、関連法人との取引で基幹法人に不正が想定されるが、関連法人においては非違が想定されない場合において、基幹法人の不正が疑われる 것을もって、「新たに得られた情報に照らし非違がある」として関連法人の再調査は可能か。 57
問 4-55 再調査の請求に係る調査により新たな非違事項を把握するとともに、再調査の請求を棄却したが、その後、当該非違事項を基に新たに調査することは、通則法第 74 条の 11 第 5 項の規定により制限されるのか。 58
問 4-56 調査の対象期間に、書面添付制度（税理士法第 33 条の 2）に係る意見聴取を実施し、調査に移行しない旨の連絡（「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付した場合を含む。）をした期間が含まれている場合、再調査に該当するのか。 58

●再調査の判断

問 4-57 再調査の適否を判定するに当たり、前回の調査にはどのようなものが該当するのか。 58
問 4-58 「新たに得られた情報」とは、どのようなものをいうのか。 59
問 4-59 調査を中断・延期した場合、改めて実地の調査を行うに当たり、再調査の適否判定は必要か。 60
問 4-60 実地の調査実施済事案について会計検査院から検査に基づく照会があった場合には、「新たに得られた情報」があつたものとして再調査を行うことができるのか。 60

問 4-61 国税不服審判所の裁決において、収益計上時期が誤っているという理由により更正処分が取り消された場合に、当該裁決を「新たに得られた情報」として、正当とされた事業年度について再調査を行うことができるのか。	60
--	-------	----

5 理由附記

(総論)

問 5-1 理由附記が必要となる法令の根拠は何か。	61
問 5-2 理由附記をせずに行った不利益処分は、直ちに違法として取り消されるのか。	61
問 5-3 処分の内容は正しいが、理由附記の記載内容に重大な誤りがあった場合、理由附記の記載内容を訂正して再処分を行うことは可能か。	61
問 5-4 不利益処分に係る公示送達を行う場合には、理由附記（理由書）についても公示するのか。	61

(理由附記の対象)

問 5-5 青色申告承認申請を却下する場合に理由附記は必要か。	61
問 5-6 青色申告の承認の取消し通知に理由附記は必要か。	62
問 5-7 承認（認定）申請の取下げに理由附記は必要か。	62
問 5-8 白色申告者に対する更正や決定にも理由附記は必要か。	62
問 5-9 減額更正に理由附記は必要か。	62
問 5-10 加算税に理由附記は必要か。	62
問 5-11 増額更正を行い、その更正に係る増差税額につき過少申告加算税の賦課決定をした後に、再更正により本税額が減少したため、その減少額に対応する過少申告加算税を再賦課決定により減少させることとなったが、当該加算税の再賦課決定処分に理由附記は必要か。	63
問 5-12 延滞税、利子税に理由附記は必要か。	63
問 5-13 納税地指定に理由附記は必要か。	63
問 5-14 補佐人帶同の不許可通知等に対する不服申立てについての審査手続に係る処分にも、行政手続法に基づく理由附記は必要か。	63

(記載の程度)

問 5-15 理由は、どの程度記載すればよいのか。	63
問 5-16 帳簿の保存・記帳がない場合、どの程度の記載を行えばよいのか。	64
問 5-17 職権による減額更正後に調査による増額更正を行う場合、増差税額のうち減額更正後の税額と当初申告の税額との差に相当する部分については加算税が賦課されないが、その旨を理由附記に記載する必要はないか。	64
問 5-18 加算税の賦課決定に当たって、過少対象と重加対象の所得金額がある場合、重加算税が少額不徴収（5,000 円未満）となるときであって	64

も、「仮装隠蔽の事実」等について附記する必要はあるのか。

- 問5-19 理由書において記載する法人の敬称は、「貴法人」に限られるのか。 64

6 その他

(再調査の請求に係る調査)

- 問 6-1 再調査の請求書の記載について、再調査の請求の趣旨又は再調査の請求の理由が不明確・不明瞭であることから、不服審査担当者がこれらを再調査の請求人に確認することとした場合、当該確認行為は通則法における「調査」に該当するのか。 66
- 問 6-2 再調査の請求書の記載について、再調査の請求の趣旨又は再調査の請求の理由が不明確・不明瞭であることから、不服審査担当者がこれらを再調査の請求人の事業所等に臨場して確認することとした場合、通則法上の事前通知は必要か。 66
- 問 6-3 再調査の請求書の記載について、再調査の請求の趣旨又は再調査の請求の理由の確認をする場合、当該確認を税務代理人以外の不服申立代理人に対してすることはできるか。 66
- 問 6-4 実地で行う再調査の請求に係る調査において不服申立代理人が税務代理人でない場合、事前通知を当該代理人にも行うのか。また、当該代理人の立会いを認めるのか。 67
- 問 6-5 再調査の請求に係る調査の結果についても調査結果の内容説明は必要か。 67
- 問 6-6 調査に基づき行った更正処分に対して再調査の請求がなされた場合において、再調査の請求に係る調査のために質問検査等を行うことは、通則法第74条の11第5項により、制限されるのか。 68

(更正の請求)

- 問 6-7 更正の請求について調査を行った場合、調査終了の際にはどのような手続が必要か。 68
- 問 6-8 更正の請求について調査によりその内容等を確認したところ、納税義務者から更正の請求の取下書が提出されたが、調査終了の際の手続を履行する必要があるのか。 69
- 問 6-9 更正の請求書に「理由の基礎となる事実を証明する書類」の添付がない場合、行政指導により提出を依頼するのか。 70
- 問 6-10 更正の請求の全部を認めない場合又は一部を認めない場合に理由附記は必要か。 70
- 問 6-11 更正の請求を全部認容する場合にも理由附記は必要か。 70